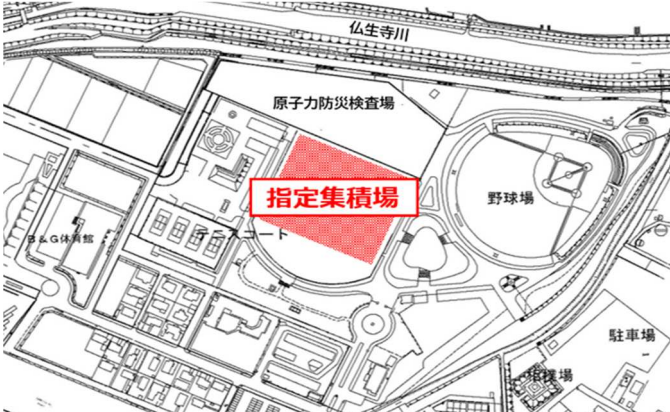


氷見市被災敷地土砂等撤去支援事業費補助金のご案内

① 対象者	令和8年8月大雨で被害を受けた敷地（被害を受けた又は被害を受ける恐れがある倉庫、納屋及び車庫などの用に供されていたもの）の個人所有者等で、自らの手配により土砂等撤去を行ったもの。 <u>※宅地（被害を受けた時、住宅の用に供されていたもの）を除く。</u> ※自力での撤去が出来ないもの。 ※所有者等…敷地の所有者、管理者又は占有者。 ※り災証明を要しない住宅以外の不動産にあって、その所有者、管理者又は占有者。																				
② 対象用途	○個人所有者の敷地であること。 ○個人所有者の住宅と別棟に利用している倉庫・納屋・車庫など <u>※注意点 以下は補助対象外となります</u> ×住宅																				
③ 対象経費	補助対象者が業者に支払う費用のうち、敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）とする。 ただし、土砂等の処分は、市が指定した集積場に搬入するものとする。 <u>※注意点</u> ・指定集積場所：氷見運動公園（旧陸上競技場） 氷見市大浦新町 177 																				
④ 補助金額	補助対象経費の 10 分の 10 補助とし、補助対象経費の上限単価は下記のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>上限単価（円）税抜</th></tr><tr><td>積込運搬（機械）</td><td rowspan="4">1 立方メートル （m³）</td><td>26,000</td></tr><tr><td>積込運搬（人力）</td><td>28,000</td></tr><tr><td>積込運搬（人力＋小運搬）</td><td>30,000</td></tr><tr><td>積込運搬（機械＋人力＋小運搬）</td><td>37,000</td></tr><tr><td>重機運搬（往復）</td><td>1 回</td><td>60,000</td></tr><tr><td>その他</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※上限単価には、必要な経費を含む。 ※その他の作業内容等については、事前協議により決定するものとする。 ※機械とは、重機積込とトラック運搬 ※人力とは、人力積込とトラック運搬 ※小運搬とは、敷地内の人力による積込、運搬、取卸し			区分	単位	上限単価（円）税抜	積込運搬（機械）	1 立方メートル （m ³ ）	26,000	積込運搬（人力）	28,000	積込運搬（人力＋小運搬）	30,000	積込運搬（機械＋人力＋小運搬）	37,000	重機運搬（往復）	1 回	60,000	その他	—	—
区分	単位	上限単価（円）税抜																			
積込運搬（機械）	1 立方メートル （m ³ ）	26,000																			
積込運搬（人力）		28,000																			
積込運搬（人力＋小運搬）		30,000																			
積込運搬（機械＋人力＋小運搬）		37,000																			
重機運搬（往復）	1 回	60,000																			
その他	—	—																			
⑤ 重要事項	・自ら業者に依頼し、土砂を撤去した後の補助金申請となります。 ・被害状況（土砂堆積範囲、高さなど）がわかる写真を必ず撮影ください。 ・作業前・作業中・作業後の写真を必ず撮影ください。 ・業者から見積書、領収書及び工事明細書を必ず取得してください。また、工事明細書については、積込運搬土砂量〔立方メートル（m³）単位〕を確認出来る書面を取得してください。 ・補助金申請後には審査があります。 （審査では、書類の追加や修正、現地の立会など、必要な手直しや確認を求める場合があります。） ・交付申請受付期限は、災害発生の日から3か月を経過した日までとなります。 ・申請は、同一補助対象者につき一回のみです。																				
受付窓口：氷見市ふるさと整備課（市役所C棟1階）TEL：（0766）74-8091,30-7071																					